

社会福祉法人二宮町社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人二宮町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額2千円を支給する。

2 前項の報酬は、公職または行政職に就く者に対しては、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため町外へ出張するにあたり、鉄道、船舶その他の手段による費用が発生した場合は、その実費相当額を弁償するものとし、必要により宿泊した場合は、一泊につき9千円を限度に費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、第2条に規定する報酬については当該月末日に、第3条に規定する費用弁償については本人からの申し出があつてから1箇月以内に、それぞれ本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込みをもって行う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。